

## 対象行為

交付金の交付の対象となる行為は、集落協定及び個別協定に基づき、5年以上継続して行われる農業生産活動等となります。

### 1 集落協定

#### (1) 集落マスタープランの作成（必須）

集落の実情を踏まえた目指すべき将来像とその実現のための活動方策・活動計画を作成します。

#### (2) 農業生産活動等として取り組むべき事項（必須）

	分類	具体的取組の例
農業生産活動等（必須）	耕作放棄の防止	耕作放棄地復旧、法面保護
	水路・農道の管理	泥上げ、草刈り
多面的機能を増進する活動（1つ以上選択） ※注1	国土保全機能を高める取組	土壌流亡に配慮した営農、周辺林地の管理
	保健休養機能を高める取組	景観作物作付、市民農園設置
	自然生態系の保全の取組	魚類・昆虫類の保護

注1) なお、上記の多面的機能を増進する活動は例示であり、詳しくは市町村へ問合せください。

#### (3) 上記(1)(2)に加え、農業生産活動の体制整備として取り組むべき事項（※注2）

要件	活動内容
必須事項	農用地等保全マップの作成、実践
ステップアップ型	A(2つ以上選択) 協定農用地の拡大、機械・農作業の共同化、高付加価値型農業の実践、地場産農産物の加工・販売、農業生産条件の強化、新規就農者の確保、認定農業者の育成、多様な担い手の確保、担い手への農地集積、担い手への農作業の委託
	B(1つ選択) 集落を基礎とした営農組織の育成 担い手への農用地の集積化
集団的サポート型C	集団かつ持続可能な体制整備

注2) (3)の活動を実施しない場合は、交付単価の8割が交付されます。

### 2 個別協定

(1) 認定農業者等が利用権の設定等又は農作業の受委託契約を締結し農業生産活動等に取り組むことが必要です。

(2) 対象農用地が自作地以外の場合は、全て通常単価となります。

(3) 一団の農用地すべてを耕作又は3ヘクタール以上の経営規模を有している認定農業者等が対象農用地に自作地を含める場合には、要件により交付単価が異なります。